

グループホーム フォーシーズン重要事項説明書

1 事業所の法人概要

事業者名称	医療法人 育生会
代表者氏名	相原 芳昭
所在地 (連絡先)	群馬県藤岡市篠塚 105-1 TEL : 0274-23-9261 FAX : 0274-24-1880
法人設立 年月	昭和 63 年 4 月
主な事業	病院及び介護老人保健施設、その他介護保険事業の経営

2 事業所について

(1) 事業所の所在地、概要等

事業所名称	グループホーム フォーシーズン
指定事業所 番号	1070900160
事業所所在地 (連絡先)	群馬県藤岡市篠塚 102 TEL : 0274-50-1333 FAX : 0274-24-1880
管理者氏名	相原 久枝
交通経路	・ JR 八高線 群馬藤岡 駅より徒歩で 15 分 ・ 自家用車 関越自動車道 「藤岡」 IC から車で 3 分

(2) グループホーム フォーシーズンの目的と運営方針

超高齢社会を迎え、脳の高度機能・認知の障害を持つ方が増加する中で、障害を持ちながらも 1 グループ 9 人という小人数で日常生活、特に食事・入浴等について介護職員等の支援、サービスを受けながら自分の趣味、リズムにあった生活を送ることができ、ご満足していただけることを目的にしています。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ① 要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。また、要支援状態の利用者の心身機能の維持を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る頃ができるよう利用者の心身の状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供します。

(3) 入所定員等

・定員 27 名。

※そのうち、短期利用者は 1 ユニットにつき 1 名限度とする。居室は空室
利用にて、利用期間は 30 日間以内とする。 ・療養室：全室個室

(4) 事業所の職員体制、勤務形態

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業)

職 名	業務内容	人 員
管理者	・従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います ・健康な生活の向上と、事故防止、リスク管理、抑制廃止に努めます。	常勤 1 名 (事務局長と兼務)
介護支援専門員	・適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します ・連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います	ユニットごとに 常勤 1 名 (3 名)
介護従業者	・利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います	ユニットごとに 常勤換算 3 名以上 夜勤 ユニットごとに 1 名以上
勤務形態	8:00~17:00、8:30~17:30、8:00~13:00、 9:00~13:00、9:00~15:00、11:00~15:00、 13:30~17:30、16:30~9:00 (夜勤者)	

3 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 介護
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ 理美容サービス
- ⑦ 行政手続代行
- ⑧ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

- 4 利用料金 利用料等は別紙のとおりとなります。サービスを利用した場合の利用料は、介護保険適用となる場合には、介護保険負担割合に応じた利用者負担分をお支払いいただきます。ただし、支払方法が異なる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、保険者市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。介護保険適用以外の料金は、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) ーa 基本料金（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護入所用）

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

・ 要支援 2	1割	749円	2割	・ 1498円	3割	・ 2247円
・ 要介護 1		753円		・ 1506円		・ 2259円
・ 要介護 2		788円		・ 1576円		・ 2364円
・ 要介護 3		812円		・ 1624円		・ 2436円
・ 要介護 4		828円		・ 1656円		・ 2484円
・ 要介護 5		845円		・ 1690円		・ 2535円

※ただし、入所後30日間に限って、上記料金に30円加算されます。

- ② 食費 1日当り 1510円
③ 部屋代 1日当り 1300円
④ 寝具代 1日当り 100円

(1) ーb 基本料金（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護短期利用用）

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

・ 要支援 2	1割	777円	2割	・ 1554円	3割	・ 2331円
・ 要介護 1		781円		・ 1562円		・ 2343円
・ 要介護 2		817円		・ 1634円		・ 2451円
・ 要介護 3		841円		・ 1682円		・ 2523円
・ 要介護 4		858円		・ 1716円		・ 2574円
・ 要介護 5		874円		・ 1748円		・ 2622円

- ② 食費 1日当り 1510円
③ 部屋代 1日当り 1300円
④ 寝具代 1日当り 100円

(2) その他の料金

- ① 理美容代 実費（2000円程度。基本的には業者へ直接支払う）

② その他については、別途資料をご覧ください。

(3) 利用料金の支払方法

利用者が当施設に支払う料金については、月ごとの清算とします。毎月5日までにご利用頂いたサービス使用料金の請求をしますので、5日から10日の間に前月分を現金にて窓口にお支払いください。(オムツ代等の実費についても月末締めで含まれています)

5 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	・来訪者は面会の都度、職員に届け出て面会簿の記載をして下さい。 ※面会時は、施設で行っている感染症対策にご協力願います。 - また、感染症の発生状況によっては、一時的に面会をご遠慮いただくことがございますので、予めご了承下さい。 ・宿泊される場合は必ず、管理者の許可を得て下さい。 (原則として、ご家族等の宿泊は禁止しております。)
外出・外泊	・外泊・外出の際には、予め管理者の承認を得たうえで、必ず行き先と帰宅時間を申し出て下さい。 ・緊急やむを得ない場合は、事後で事業所へ連絡し指示を得て下さい。
火気の取り扱い	定められた場所以外で、火気の使用はできません。
居室・設備・器具の利用	・事業所内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	・騒音、雑音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 ・承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
禁止行為等	・けんか、口論等他人に迷惑をかけること。 ・営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動をおこなうこと。 ・ペットや危険物又は他人に迷惑のかかるものを持ち込むこと。 ・他の利用者、職員へ対する暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント。 ・その他利用者、職員への迷惑行為。 ・施設内での飲酒及び喫煙。
金銭・貴重品の管理	・原則として、現金等の所持はお控え下さい。

6 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関、歯科医療機関にご協力いただいております。

協力医療機関	医療機関名	篠塚病院（併設医療機関）
	住 所	群馬県藤岡市篠塚 105-1
	連絡先	0274-23-9261
	診療科目	内科・神経内科・精神科・消火器内科他
協力医療機関	医療機関名	公立藤岡総合病院
	住 所	群馬県藤岡市中栗須 813 番地 1
	連絡先	0274-22-3311
	診療科目	内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科他
協力歯科医療機関	医療機関名	きらきら歯科
	住 所	群馬県高崎市南町 4-4 南町貸事務所 1 階
	連絡先	027-386-4938
	診療科目	小児歯科、歯科、歯科口腔外科

7 緊急時の対応方法

利用者の病状の急変やその他必要な場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、下記に記載の主治医（かかりつけ医）又は協力医療機関へ連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、並びにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの区市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所が利用者に対して賠償すべき事故が起こった場合は、誠実に対応するとともに、速やかに損害賠償をいたします。但し、当事業所の責に帰すべき事由がない場合は、損害賠償責任を負いません。

9 非常災害対策について

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者） 管理者・相原 久枝
齋木 和男

非常災害対策

- ・防災設備
消火器、スプリンクラー、火災通報装置
- ・防災訓練 年2回

- (2) 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- ①管理者は、防火管理者を委任する。
- ②防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ③防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、この計画に基づき、毎年５月及び１１月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。
(設備・人員等、介護予防認知症対応型共同生活介護事業と共用及び兼務)

10 虐待の防止について

利用者等への人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催して、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。
- (4) 利用者、ご家族からの苦情処理体制を整備しています。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者ご本人又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合、身体拘束を行った日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等、その他必要な事項について記録し、ご家族の方に説明します。

また、事業者として身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性

直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1.3 外部評価

評価機関名：特定非営利活動法人 群馬社会福祉評価機構

〒371-8525 群馬県前橋市新前橋町 13-12

TEL 027-251-2701 FAX 027-251-2705

ホームページ・ワムネット (<http://www.wam.go.jp>) 掲載。

外部評価実施日：令和5年9月26日

1.4 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

1.5 苦情処理

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当の設置。相談や苦情に速やかに対応する24時間電話を受け、不在の場合は必ず再度利用者に連絡する。介護保険総合相談窓口を設け、担当者が必ず応えたり質問を受け苦情処理等が的確に速やかに行われるようにする。

(2) 円滑迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

苦情対応窓口担当者は、申し出のあった苦情・相談に対し次の手順に従い対応を行う。

- ・ 苦情・相談内容を聞き出すときには重要な点をメモする。
傾聴することを心掛ける。
- ・ 苦情相談窓口受付表に記載し、苦情対応責任者に報告・相談する。
- ・ 苦情対応責任者と協力し、「苦情・相談窓口票」の記載順序に沿って検討勧め、問題を解決する。
対応責任者は申し出のあった苦情に対し、次の手順に従い苦情対応を行う。

- ・内容及び問題点を明確にし、その原因を調査する。調査の経緯及び結果を記録する。
- ・所定の手順に基づいて解決策を提案し、交渉する。
- ・合意した解決策を実施する。
- ・解決策及びその検証結果について、苦情・相談申し立て者に説明しその対応について理解・同意を得る。
- ・苦情対応に関連する活動結果を、管理者に報告する。

(3) その他参考事項

苦情処理は、介護サービスにおいて大切な仕事なので丁寧を受けとめる。

1 6 . 苦情相談窓口

○グループホームフォーシーズン 〒375-0017 藤岡市篠塚 102	施設長 相原久枝 0274-50-1333 受付時間 8:30~17:30
○群馬県国民健康保険団体連合 介護保険課 〒371-0846 前橋市元総社町 335-8	027-290-1319・1376 受付時間 9:00~16:30
○群馬県庁 介護高齢課 〒371-0026 前橋市大手町 1-1-1	027-223-1111 受付時間 8:30~17:15
○藤岡市 介護保険課 〒375-8601 藤岡市中栗須 327	0274-22-1211 受付時間 8:30~17:15

1 7 秘密の保持について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でお客様のご家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

令和 年 月 日

名 称：医療法人 育生会

管 理 者：相原 久枝

(説明者)

【利用者】 住所：

氏名： _____ 印 _____

【署名代筆者】 住所：

氏名： _____ 印 _____

本人との続柄：()

【身元引受人】 住所：

氏名： _____ 印 _____

本人との続柄：()

【連帯保証人】 住所：

氏名： _____ 印 _____

本人との続柄：()

極度額 : 50 万円

グループホーム フォーシーズンズ 入所ご利用料金表

(指定認知症対応型・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)

		(単位:円/回)				
利用料		ご利用者 負担金1割	1ヵ月 30日 利用の場合	ご利用者 負担金2割	1ヵ月30日 利用の場合	ご利用者 現役並3割
要支援2		¥7,490	¥22,470	¥1,498	¥44,940	¥2,247
要介護1		¥7,530	¥22,590	¥1,506	¥45,180	¥2,259
要介護2		¥7,880	¥23,640	¥1,576	¥47,280	¥2,364
要介護3		¥8,120	¥24,360	¥1,624	¥48,720	¥2,436
要介護4		¥8,280	¥24,840	¥1,656	¥49,680	¥2,484
要介護5		¥8,450	¥25,350	¥1,690	¥50,700	¥2,535
初期加算(ご入居日から30日間)		¥300	¥900	¥60	¥1,800	¥90
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ		¥370	¥1,110	¥74	¥2,220	¥111
退居時相談援助(1回のみ)		¥4,000		¥800		¥1,200
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		¥30	¥90	¥6	¥180	¥9
若年性認知症利用者受入 (該当された場合)		¥1,200	¥3,600	¥240	¥7,200	¥360
協力医療機関連携加算		¥1,000	¥100	¥200	¥200	¥300
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		¥60	¥180	¥12	¥360	¥18
介護職員等処遇改善加算Ⅲ (所定単位数×0.155)	要支援2	¥1,170	¥3,525	¥235	¥7,049	¥352
	要介護1	¥1,240	¥3,715	¥248	¥7,431	¥372
	要介護2	¥1,290	¥3,878	¥259	¥7,756	¥388
	要介護3	¥1,330	¥3,990	¥266	¥7,979	¥399
	要介護4	¥1,350	¥4,064	¥271	¥8,128	¥406
	要介護5	¥1,380	¥4,143	¥276	¥8,286	¥414
看取り介護加算	死亡日以前31～45日	¥720	¥7,608	¥144	¥15,216	¥216
	死亡日以前4～30日	¥1,440		¥288		¥432
	死亡日・前々日	¥6,800		¥1,360		¥2,040
	死亡日	¥12,800		¥2,560		¥3,840
						¥22,824

* 退居時相談援助加算は、ご利用者1名につき、1回のみとなります。
 * 看取り介護加算・医療連携体制加算は、要介護の認定を受けた方が対象となります。

(単位:円)

介護保険給付対象外 サービスの利用料	ご利用者
食事代	1日 ¥1510
部屋代	1日 ¥1300
寝具代	1日 ¥100
理美容代(ご希望者)	実費
オムツ代(ご希望者)	実費

(単位:円)

理美容代	¥2,000
パット (枚)	¥30
パット (袋)	¥870
ワイドパット(枚)	¥130
ワイドパット(袋)	¥2,450
紙オムツM (枚)	¥180
紙オムツL (枚)	¥180
紙パンツM (枚)	¥230
紙パンツL (枚)	¥230

(例)一ヶ月30日の月間ご利用料

	食事代	部屋代	寝具代	介護保険 一部負担金	合計
要支援2 (1割)				¥26,265	¥113,565
(2割)	¥45,300	¥39,000	¥3,000	¥52,529	¥139,829
(3割)				¥78,794	¥166,094
要介護1 (1割)				¥27,685	¥114,985
(2割)	¥45,300	¥39,000	¥3,000	¥55,371	¥142,671
(3割)				¥83,056	¥170,356
要介護2 (1割)				¥28,898	¥116,198
(2割)	¥45,300	¥39,000	¥3,000	¥57,796	¥145,096
(3割)				¥86,694	¥173,994
要介護3 (1割)				¥29,730	¥117,030
(2割)	¥45,300	¥39,000	¥3,000	¥59,459	¥146,759
(3割)				¥89,189	¥176,489
要介護4 (1割)				¥30,284	¥117,584
(2割)	¥45,300	¥39,000	¥3,000	¥60,568	¥147,868
(3割)				¥90,852	¥178,152
要介護5 (1割)				¥30,873	¥118,173
(2割)	¥45,300	¥39,000	¥3,000	¥61,746	¥149,046
(3割)				¥92,619	¥179,919

※新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費分として、厚生労働省の定める
ところにより基本報酬の合計単位数×0.1%を上乗せした額を請求します。
(期間は令和3年4月から9月分までだが、感染状況等により変更可能性あり)

